

国民年金後納制度のお知らせ



過去5年以内の期間に納め忘れた保険料を納付できる後納制度が、平成30年9月30日で終了します。

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

後納制度を利用するためには、「国民年金後納保険料納付申請書」の提出が必要です。平成30年9月30日は日曜日のため、平成30年9月28日（金）までに最寄りの年金事務所でお申し込みの手続きをお願いします。

◎お問い合わせ先

お電話（ねんきん加入者ダイヤル）や最寄りの年金事務所の窓口でご相談に応じます。

（1）ねんきん加入者ダイヤル Tel：0570-003-004

受付時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後7時00分

第2土曜日 午前9時00分～午後5時00分

※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用できません。

（2）最寄りの年金事務所（幌加内町は旭川年金事務所の管轄です。）

旭川年金事務所の受付時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※ 年金相談は、「時間延長」や「週末相談」も実施しています。

時間延長 週初の開所日 午後5時15分～午後7時00分

週末相談 第2土曜日 午前9時30分～午後4時00分

◎後納制度で2年以上前の保険料を納付するメリット

（1）保険料を納付することにより、年金を受けるために必要な資格を得られる可能性があること

（2）保険料を納付することにより、将来受け取る年金額が増額すること

〈1カ月分の後納保険料を納付することにより、増額する老齢基礎年金の目安〉

779,300円（平成30年4月時点の満額の年金額）

480ヵ月（40年×12ヵ月）

÷ 年額で1,624円増額

◎後納制度をご利用いただける方

（1）20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間がある方

（2）60歳以上65歳未満の方で、上記1.の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方

（3）65歳以上の方で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の方など

※ 60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方はお申し込みできません。

●詳しくは、お近くの年金事務所または役場住民課戸籍年金係(35-2124)へお問い合わせください。●

幌加内町は旭川年金事務所の管轄区域です。

住所：〒070-8505 旭川市宮下通り2-1954-2 Tel：0166-72-5004, 5005（自動音声案内）